

砂川市規則第35号  
令和4年9月30日

砂川市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

( 別 紙 )

## 砂川市会計規則の一部を改正する規則

砂川市会計規則（平成17年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号を次のように改める。

(6) 削除

第9条から第11条までを次のように改める。

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第25条第1項中「現金出納員等」を「現金出納員」に改め、「納税義務者から」の次に「納入通知書等により」を加え、「現金領収書（様式第3号）」を「領収書に砂川市公印規程（昭和33年訓令第3号）第2条に規定する砂川市公金収納印（以下「収納印」という。）を押印し、当該領収書」に改め、同条第2項中「前項の規定による現金領収書には、」を「現金出納員等は、納入義務者から直接現金の納付を受けたときは、現金領収書（様式第3号）に」に改め、同項中「認印を押印」の次に「し、当該現金領収書を交付」を加え、同条第3項中「第1項」を「前2項」に改める。

第27条第1項中「現金出納員」を「現金分任出納員」に、「第25条第1項」を「第25条第2項」に改める。

第28条の見出しを「（現金分任出納員の引継ぎ等）」に改め、同条第1項本文中「現金出納員等は、前条」を「現金分任出納員は、第25条」に、「、当日又は翌日（その日が指定金融機関の休日になるときは翌営業日）までに現金払込書（様式第4号）及び現金払込通知書（様式第5号）により指定金融機関派出所に払込まなければならない」を「現金払込書（様式第4号）及び現金払込通知書（様式第5号）を、前条の規定による現金を収納したときは納入通知書（納入通知書兼領収書）を、それぞれ当日又は翌日（その日が砂川市の休日等を定める条例（平成3年条例第18号）第2条第1項各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たるときは当該休日等の翌日）までに会計管理者に引き継がなければならない」に改め、同項ただし書中「払込み」を「引継ぎ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 会計管理者は、前項の現金払込書に収納印を押印し、現金分任出納員に交付するものとする。

第28条に次の2項を加える。

3 会計管理者は、第1項の現金を収納したときは、当日又は翌日（その日が休日等に当たるときは

当該休日等の翌日)までに指定金融機関に払い込まなければならない。

4 現金分任出納員は、現金領収証書が使用済みとなった場合は、所属長の確認後会計管理者に引き継がなければならない。

第34条中「が砂川市内を区域と定めたものでなければならない」を「は全国の区域とする」に改める。

第40条第1項中「を年度、会計及び科目別に区分して収入原符総括票（様式第10号）及び収入日計表（様式第11号）」を「に基づき、収支報告書」に改め、同条第2項中「、収入原符総括表及び収入日計表を確認」を「（磁気ディスクを含む。）を年度、会計及び科目別に区分して収入原符総括票（様式第10号）を作成」に改め、同条第3項中「第1項」を「前項」に改める。

第70条第1項中「あったときは、指定金融機関派出所に対し、支出命令書を交付」を「あり、現金払をしようとするときは、債権者の領収書と引換えに現金の支払を」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第72条中「支出命令書に当該官公署等の発行した納付書を添え」を「当該官公署等の発行した納付書を」に改める。

第73条第4項中「当該支出命令書」を「当該口座振込依頼書及び口座振替依頼書（口座伝送）」に改め、同条第5項中「支出命令書」を「口座振込依頼書及び口座振替依頼書（口座伝送）」に改め、同条に次の1項を加える。

7 指定金融機関は、第4項に規定する口座振替について会計管理者から依頼があったときは、支出命令書に所定の出納印を押印しなければならない。

第74条第3項中「前条第5項」を「第73条第5項」に改める。

第109条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第11号を削る。

様式第24号を次のように改める。

## 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第34条の改正規定は、令和4年11月4日から施行する。



収 入 原 符 総 括 票

年度				会計			
款	項	目	節	細節	月 期		
所 属 コ ー ド							
百万				千 円			
納 入 者 外 名							
原 符 枚							
会 計 係		会 計 係 長		会 計 課 長		会 計 管 理 者	
消 込 担 当							

